



大学入試科目としての

こうした状況は、「大学入試の三原則」に照らせば、原則②に抵触すると考えられる。筆者が勤務する大学に多数の志願者、合格者を輩出する高等学校等三三〇校を対象に行つた調査（宮本他、二〇一二）でも、「教員の配置に学校や地域で格差があり、指導が公平でない」といった意見が相当数みられた。現在、情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置の促進に向けた取り組みが精力的に進められてもおり、ぜひとも改善を期待したいところである。

原則①についてはどうであろうか。結局のところ、大学入学者共通テストにおいてどのような問題が出題されるかにかかっている。大学入試センターのウェブサイトでは、すでにサンプル問題が公開されている。そして、二〇一二年十一月九日を目途に試作問題が公表されるという。それによつて議論が活発になるであろう。なお、先述した筆者らの調査では、「時代にあつた能力を持つ生徒が選抜される」と期待を寄せる声もみられた。

原則③については、筆者の勤務する大学において、情報教育を統括する教員から聞いた話を紹介したい。「情報Ⅰ」の教科書を読んだ感想として、入学後の情報教育の内容と整合しており、高校時代にしつかり学習がなされていれば、入学

(文部科学省、二〇二一)によれば、情報免許状保有教員は九九二六人であったが、情報科を担当しているのは三八六二人のみであった。また、情報科を担当している教員五〇七二人のうち、一二一〇人(五〇七二人+三八六二人)は臨時免許状・免許外教科担任であった。さらに、六六の都道府県・指定都市のうち、四八において臨時免許状・免許外教科担任が情報科を担当し、上位八県で、全体(一二一〇人)の半数以上を占めていた。

後の情報教育をもつと高いレベルから始めることができる、とのことであつた。なお、筆者の勤務する大学では文系、理系を問わず情報教育を重視している。

以上、「大学入試の三原則」の視点から「情報Ⅰ」について眺めたが、もちろん、議論はこれだけにとどまるものではない。ここで強調したかったことは、大学入試科目になることによつて、理念だけでは済まされない現実的な課題が浮き彫りになることである。そして、大学入試をめぐつては、だ

引用文献

- 文部省「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的
施策について（中央教育審議会答申）」一九七一年。

佐々木享『大学入試制度』大月書店、一九八四年。

大学入試センター『大学入試フォーラムNo.13 特集 大学入試用語
集』大学入試センター、一九九二年。

大学入試のあり方に関する検討会議「大学入試のあり方に関する検
討会議 提言」二〇二一年。

倉元直樹「『コロナ禍』の下での大学入試——高大接続改革の方針転換
から見えてきた課題と展望」『現代思想』48（14）、一一二、一二二
頁、二〇二〇年。

文部科学省「高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置

「情報」に思うこと

宮本 友弘

には「告白・公表しなければならないこと」になつてゐる。このため、すべての国立大学では、一九二二年度中に「情報I」の活用方法等を公表すべく、現在、検討が重ねられている（大学によつてはすでに公表している）。

今回の「情報I」に限らず、大学入試において何らかの変更がなされる際は、しばしば国民的議論に発展することがある。例えば、二〇一九年末に大学入学共通テストでの英語民間試験の活用と記述式問題の導入をめぐつて大議論が巻き起こり、結局、両者ともに見送りになつたことは記憶に新しい。大学入試は、その後の人生を左右する「ハイステakes」な試験であることから、多くの人の関心事であり、だれもが一家言をもつてゐる。それだけに、学識やエビデンスに基づかない権威者の主張がまかり通つてしまふ危険性もある。だからこそ、拙速な議論は避け、多様な観点からじっくり時間をかけて議論すべきものである。

まずは、「大学入試の三原則」に留意することが大切である。表1に示すとおり、古くは「四六答申」（文部省、一九七一）で述べられ、それ以降も、表現自体には異同が見られるものの、同様の概念が複数の文献で強調されてきた。この三原則の視点をもつことで、大学入試に対する認識を深めることができる。

ために大学入試を変えなければならぬ』というロジックに尽きる。すなわち、三つの原則のうち、『下級学校への悪影響の排除』の原則から出発し、それをさらに積極的に拡張して『下級学校へ良い影響を与える』ことを目的とした政策に邁進したのである。その結果、『適切な能力の判定』と『公平性の確保』という残る二つの原則を粗雑に扱う結果となつた。……英語民間試験が延期となつたのは、『公平性の確保』の侵犯に対する受験者側からの抗議に耐えられなくなつたためであり、大学入学共通テストへの記述式問題導入と主体性評価の方法が見直されたのは、方法論的に『適切な能力の判定』に応えられないと判断されたからだ』（一一一～一二一頁）と総括している。

「情報Ⅰ」についても、「大学入試の三原則」の視点から考えてみた。『情報Ⅰ』の出題をめぐって新聞等で問題視されていることは、情報科担当教員の人数と専門性における地域間格差である。二〇二〇年に実施された文部科学省の調査

今号の特集で取り上げた「情報教育」は、小中高だけの話ではない。現在、大学、とりわけ国立大学においても関心的となっている。というのも、二〇一五年度大学入学共通テストの出題科目に「情報Ⅰ」が追加され、すべての国立大学の一般選抜で課されることになったからである。こうした科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、「入学志願者保護の観点」から、各大学は、二年程度前

○)は、「四六答申」の三原則を参照しながら、今般の入試改革について、「高大接続答申における大学入試改革の理念を一言で表すと『高校教育の現状を糺す	表的な文献
ンター(2)	大学入試のあり方に関する検討会議(2021)
するにふさ 適性などを ること	当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
方法で実 こと	受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
ために高等 れすことの ること	高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

表1 「大学入試の三原則」についての代表的な文献

	文部省 (1971)	佐々木 (1984)	大学入試センター (1992)	大学入試のあり方 に関する検討会議 (2021)
原則①	適切な能 力の判定	能力・適 性の原則	大学教育を受けるにふさ わしい能力・適性などを 多面的に判定すること	当該大学での学修・ 卒業に必要な能力・ 適性等の判定
原則②	公平性の 確保	公正・妥 当の原則	公正かつ妥当な方法で実 施すること	受験機会・選抜方法 における公平性・公 正性の確保
原則③	下級学校 への悪影 響の排除	高校教育 尊重の原 則	入学者選抜のために高等 学校の教育を乱すことの ないように配慮すること	高等学校教育と大学 教育を接続する教育 の一環としての実施